



第三者加害行為や公務災害・通勤災害の事故にあったとき 原則、保険診療を受けることはできません

第三者加害行為

組合員や被扶養者の方が、交通事故や他人からの暴力行為など「第三者加害行為」により負傷した場合、**原則として保険診療を受けることはできません**。これらの療養に係る費用は、相手方(加害者)の負担になります。

ただし、下記に該当する場合などは、公立学校共済組合で手続を行うことで、「マイナ保険証・資格確認書」を使用し治療を受けることができます。速やかに連絡をして証を使用することの了解を得てください。

- 相手が不明な場合
- 治療費をただちに相手に負担させることが困難な場合

⚠ 注意事項

- 共済組合が加害者に代わって医療機関に支払った治療費などは、後日、共済組合から加害者に請求(求償)することになります。そのため、「損害賠償申告書」「交通事故証明書」等の書類を組合員側の過失の有無にかかわらず提出していただきます。示談をする場合は、事前にご連絡ください。示談の内容によっては、共済組合が費用を加害者に請求できなくなり、組合員に請求することになります。

公務災害・通勤災害

組合員が公務中や通勤途中に発症した傷病で治療を受ける場合、**原則として保険診療を受けることはできません**。これらの療養に係る費用は、地方公務員災害補償基金または労働基準監督署が負担します。

受診時は医療機関に「公務中の受傷」と説明し、会計は医療機関の指示に従ってください。同時に、所属所を通じて公務災害・労働災害の認定申請を速やかに行ってください。

ただし、次の場合は事前連絡の上、マイナ保険証・資格確認書を使用できます。

- 公務上の傷病であることが明らかでない場合で、公務災害・労働災害認定請求中である場合
- 交通事故などで入院を伴う高額な治療費を負担しなければならない場合

⚠ 注意事項

- 事前連絡なく証を使用した場合も速やかに連絡してください。
受診後でも医療機関(調剤薬局含む)に切り替え(清算)を申し出て、全額自己負担に変更してください。切り替え不可の場合や認定されなかった場合はご相談ください。
- 会計年度任用職員等、労災保険適用者の方へ
労働基準監督署が療養費を負担します。保険診療を受けると清算に時間がかかるため、**原則として証は使用せず全額自己負担で受診してください**。保険診療後に切り替えできない場合、共済組合から医療費返還請求を行います。

保険診療を受けることができる場合の手続き

- 1 公立学校共済組合東京支部に連絡をしてください。
→ 組合員番号、被害者、加害者、事故日、事故の状況、警察の介入、示談の状況、ケガの程度、受診医療機関などを確認します。
- 2 公立学校共済組合東京支部のマイナ保険証・資格確認書使用承認を得て治療を受けます。
- 3 速やかに共済組合に所定の書類を提出してください。
(第三者加害：所定書類、公務災害・通勤災害：「マイナ保険証・資格確認書使用届」、「同意書」)
- 4 治療終了後、「治ゆ報告書」、公務災害・通勤災害に認定された場合に「認定結果通知書」の写しを提出してください。



問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827